

平成30年度岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議
第1回会議開催要項

日時 平成30年9月5日(水)
13:30～15:30
場所 岡山県庁分庁舎6階共用会議室601

1 開 会

(1) 会議の運営について

- ・岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議について

2 紹介及び会長・副会長の選出

3 議 事

(1) 第2次岡山県教育振興基本計画の実績について

(2) 「社会教育施設を活用した学び直し」について

(3) その他

- ・第42回中国・四国地区社会教育研究大会岡山大会

(平成31年11月7日(木)～8日(金))

4 閉 会

平成30年度岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員の会議委員

【任期 平成30年7月6日～平成32年7月5日】

番号	氏名	役職名	選出分野
1	井辻美緒	YKG60(矢掛小中高子ども連合)共同代表	社会教育関係者
2	井上和也	岡山県社会教育委員連絡協議会理事	社会教育関係者
3	大西泰子	(一社)岡山県婦人協議会会長	社会教育・家庭教育関係者
4	小田幸伸	高梁市教育委員会教育長	学識経験者
5	神田敏和	岡山県PTA連合会会長	社会教育関係者
6	熊谷慎之輔	岡山大学大学院教育学研究科教授	学識経験者
7	嶋田学	瀬戸内市民図書館長 (岡山県都市図書館協会副会長)	社会教育関係者
8	清水玲子	(株)山陽新聞社文化部部長	学識経験者
9	延江典子	岡山県青年団協議会会長	社会教育関係者
10	波多洋治	岡山県議会議員	学識経験者
11	福本まゆみ	岡山県立総社南高等学校長	学校教育関係者
12	藤井弥生	NPO法人輝くママ支援ネットワークぱらママ代表理事	家庭教育関係者
13	藤木茂彦	(株)丸五代表取締役社長	学識経験者
14	松本俊郎	放送大学岡山学習センター所長	学校教育関係者
15	村木生久	岡山県公民館連合会副会長	社会教育関係者

(50音順)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

1 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

岡山県社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期に関する条例（抜粋）

（委員の委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、岡山県教育委員会が委嘱する。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、15名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、岡山県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解嘱することができる。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

岡山県社会教育委員の会議に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県社会教育委員（以下「委員」という。）をもつて構成される岡山県社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議に、議長及び副議長各一名を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は、委員としての在任期間とする。

3 議長は、会議を主宰する。議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

第3条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専門部会）

第4条 会議に、議長が指名する委員をもつて構成する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会議から付託された事項の調査及び審議を行う。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選により定める。

4 部会長は、部会を招集し、主宰する。

5 部会長に事故のあるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（事務）

第5条 会議に関する事務は、教育庁生涯学習課においてつかさどる。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 議事運営等に関する申し合わせ事項

1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。

(2) 傍聴人数に制限は設けませんが、会議室の制約上、傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

(1) 酒気を帯びていると認められる場合

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合

(3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲食すること。

(3) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。

(5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。

(7) その他会議の妨害となるような行為をすること。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。

生涯学習審議会のこれまでの主な審議内容

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| H11・12 | 岡山県における生涯学習ネットワーク構築に向けた連携の進め方について |
| H13 | 岡山県における生涯学習振興の現状と課題について |
| H14・15 | 「生涯学習社会おかやま」新時代に向けた生涯学習の総合的な推進方策について |
| H16 | 第2次岡山県生涯学習推進基本計画の策定について |
| H17 | 第19回全国生涯学習フェスティバル基本計画案について |
| H18 | 第19回全国生涯学習フェスティバル実施計画案について |
| H19 | 第19回全国生涯学習フェスティバル開催の成果と今後の生涯学習振興について |
| H20・21 | 社会情勢の変化を踏まえた今後の本県における生涯学習の推進について |
| H22～24 | 第3次岡山県生涯学習推進基本計画に関する意見ヒアリング |
| H25～28 | 次期岡山県教育振興基本計画にむけて |
| H28 | 持続可能な地域づくりを担う人材育成に向けて（提言） |
| H29 | 教育県岡山の復活を目指した家庭教育支援の充実（提言） |

社会教育委員の会議のこれまでの主な審議内容

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| H12 | 自分探しをする子どもたちへ大人社会からのアプローチ |
| H13 | 完全学校週5日制ー子どもたちを取り巻く現状と課題ー（調査研究） |
| H14 | おかやまウィークエンド子どもプラン |
| H15 | 社会教育指導体制の充実について |
| H16 | 変革期に対応した社会教育行政の推進について |
| H17 | 家庭の教育力充実に向けた取組について |
| H18・19 | 学びの成果を生かした地域社会への主体的な参画にむけて |
| H20・21 | 社会全体で子どもを育む方策・取組について |
| H22・23 | 家庭・地域社会の教育力向上をめざして |
| H24・25 | 子どもが安心して学び成長できる環境づくりの実現に向けて |
| H26・27 | 地域の中で輝く中高生の出番づくり |
| H28・29 | 子どもを核とした地域づくり |
| *社会教育関係団体への補助金交付について（社教法第13条） | |

「持続可能な地域づくりを担う人材の育成に向けて」

岡山県は、人口減少問題の克服や、本県の持続的な発展の実現に向けて、平成27年10月に「岡山県人口ビジョン」及び「おかやま創生総合戦略」を策定しました。

また、岡山県教育委員会は、平成28年2月に策定した「第2次岡山県教育振興基本計画」の中で、より良い地域社会の形成に向け、地域に関する学習や若者の地域活動の充実を図り、地元への愛着や住民のつながりを深めるなど、学びを通じて、持続可能な地域づくりを担う人材の育成に努めることとされました。

岡山県生涯学習審議会では、これらの基本方針を踏まえ、学びを通じた持続可能な地域づくりについて、今後の進めるべき施策の方向性を審議してきました。つきましては、次の取組を進めていただきますよう提言いたします。

1 多様な主体との連携

持続可能な地域づくりを進めるためには、行政や学校、地域住民、企業、NPO等の多様な主体が相互に連携し、持続的に活動できる仕組みづくりが必要です。

特に、県内に約430ある公民館は、学びを通じた地域づくりの拠点であり、教育委員会と首長部局とがお互いの強みを生かしながら車の両輪となって、地域の実態に応じた施策をより効果的・効率的に推進していくことが必要です。

2 多様な主体をつなぎ合わせるキーパーソンの確保と育成

上記1の多様な主体をつなぎ合わせるためには、キーパーソンとなる、社会教育主事や公民館職員、地域コーディネーター等の専門職員の人材の確保とその育成が必要です。

また、育成にあたっては、研修内容や方法の工夫などにより、専門職員の意識改革や資質向上を図ることが不可欠です。

さらに、社会教育主事については、全市町村配置に向けて、市町村に対する働きかけを一層強めることが必要です。

3 次世代の地域づくりを担う人材の育成

地域づくりを持続的なものとするためには、子どもたちが地域づくりの担い手へと成長し、そしてその次の世代へバトンをつないでいくというサイクルが必要です。

そのためには、子どもたちが地域に誇りと愛着を持って、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身につけられるよう、発達段階に応じて地域で活躍する出番を提供することや、その活動を顕彰するなどの取組を、地域ぐるみで進めていくことが必要です。

平成28年8月2日

岡山県生涯学習審議会

会長 門野 八洲雄

「すべての子どものための家庭教育支援の充実に向けて」

～教育県岡山の復活を目指して～

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。かつては、親同士や地域の人々とのつながりにより、子どもの育ちや親の育ちが支えられていましたが、少子化や核家族化の進行、地域のとつながりの希薄化など、家庭を支える環境が大きく変化し、家庭教育支援の在り方が問われています。

岡山県は、「新晴れの国おかやま生き生きプラン」や「第2次岡山県教育振興基本計画」において、「家庭の教育力を高めることによる、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着」について掲げており、市町村等と連携しながら、家庭教育の充実のための様々な施策を進めています。

岡山県生涯学習審議会では、家庭教育に関する岡山県の基本方針や課題を踏まえ、子どもの教育は、第一義的責任を親が有し、親の自主性が尊重されるものであることを前提に、家庭教育支援の今後の進めるべき施策の方向性を審議してきました。つきましては、すべての子どものための家庭教育支援の充実に向けて、次の取組を進めていただきますよう提言いたします。

1 社会全体で家庭を支える気運の醸成

社会全体で家庭を支える気運を醸成するためには、保護者同士の支え合いはもとより、地域での学びの活動や行事等を通じて、住民同士の絆を強めていく取組を行うとともに、家庭教育の重要性を、多様な媒体を活用して効果的に発信していくことが必要です。

また、保護者が勤務する企業等に対しても、家庭教育への理解を働きかけることや学習機会を提供することも必要です。

2 支援が必要な家庭への取組の充実

家庭教育支援は、乳児期から、子どもの発達に応じて切れ目なく必要な支援を家庭に届けることが重要であり、行政や地域住民、学校、企業、NPO等の多様な主体が相互に連携しながら進めていく必要があります。

特に、支援が必要な保護者に対しては、既に県内で実施され始めている家庭教育支援チームによる訪問型支援が有効で、今後、県内への普及、拡大が望まれます。その場合は、保健師等専門職員による乳児家庭全戸訪問等を実施している保健福祉部局との適切な情報共有、役割分担のもと、県が市町村に、家庭教育支援チームの組織化の方法や組織体制、活動内容等の情報を具体的に提示していく必要があります。

3 地域人材の確保や育成

家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を持続的に進めて行くためには、豊かな人生経験を持った世代や子育てを終えた世代など、多くの地域人材の協力を得て、そのノウハウが次代へ引き継がれていく仕組みづくりが必要です。

また、家庭教育支援を適切にコーディネートする人材の育成も重要です。

平成29年7月19日

岡山県生涯学習審議会

会長 門野 八洲雄

「地域の中で輝く中高生の出番づくり」～地域への愛着心・自己肯定感の向上をめざして～
 (岡山県社会教育委員の会議 提言の概要)

平成28年3月

子どもの健やかな成長には、地域から子ども（学校）への支援に加え、子ども（学校）から地域へ働きかける双方向の取組も大切であると考え。そこで、子どもが地域での役割や出番を持ち活躍することで、地域への愛着心や自己肯定感が高まり、本県の地域社会や教育の課題解決の一助になると考え、研究課題を設定した。

I 地域社会や教育をめぐる現状と課題

- | | |
|--|--|
| <p>1 地域社会の現状と課題
人口問題、地方創生</p> <p>3 本県の地域と子どものかかわり
教育支援体制の整備、中学生の地域行事への参加</p> | <p>2 社会教育の現状と課題
教育県岡山の復活、地域社会の教育力の低下</p> <p>4 日本の若者の自己認識
低い自己肯定感</p> |
|--|--|

II 本研究の視点

中高生の地域での活動が、地域への愛着心を高め、自己肯定感の向上を促すとともに、本県の地域社会や教育の課題解決にもつながると考え、中高生の地域での出番や役割づくりを進めるためのポイントや効果について、公民館、中・高等学校、市町村のNPO等団体にヒアリングや視察等を実施し、これらの担当者や中高生、地域の大人からの実際の声をもとに、活動の成果や課題等の事例分析を行った。

III 事例紹介・事例分析

本研究では、中高生の事業への参画が見られる8事例について、概要や中高生の担う役割について、深く調査した。

事 例	概 要
笠岡市陶山公民館 【ふれあいまちづくり納涼祭】	中高生が参画し、活力ある地域を作ることを目的として、毎年8月の第1土曜日に陶山小学校グラウンドで行われる納涼祭
岡山市立上南公民館 【体験型講座「みんなあつまれ」】	中学生の自主性、協調性、地域とかかわる力を育むこと等を目的として、夏休みから2月まで毎月行われている公民館の主催講座
県立矢掛高等学校 【やかげ学】	地域での体験活動をとおして、達成感や満足感を持たせ、主体的な進路選択に結びつけることを目的として、町の歴史や文化などを学んだ後、長期的に職場実習を行う学校独自の教科
赤磐市立高陽中学校 【小学校への出前講座】	生徒に役割と責任の自覚を持たせることを目的とした、携帯・スマホ持込追放推進委員会による、学区内の小学校への出前講座
粟井春日歌舞伎保存会 【粟井春日歌舞伎】	地元に伝わる文化継承を目的とした、地区の全6年生、帰郷青年層が出演する地下歌舞伎
やかげ小中高子ども連合 (YKG60) 【子どもが主体の地域活動】	地域に誇りや自信を持って語れる子の育成等を目的とした、矢掛町内の小中高生による地域の課題の解決やブランドづくりの活動
岡山市立竜操中学校 【赤田町内夏祭り】	地域を盛り上げることを目的として、様々な世代が参加し、毎年8月に行われる岡山市赤田地区の夏祭り
県立倉敷南高等学校 【倉敷町衆プロジェクト】	倉敷「町衆」の精神を引き継ぎ、市民の一員として自覚を持った生徒の育成を目的とした「倉敷」をテーマとした活動

IV 研究をとおして

事例研究を通して、様々な工夫により、中高生の地域への参画がスムーズに促され、中高生の態度や地域に対する心情に変容が見られたり、活動を支える大人にも意識の変化があることが分かった。

【事例から得られた活動の工夫等】

- ①話し合いの時間を大切し、自分の考えをしっかりと表現する機会を設定する。
- ②振り返りカード等で文章化する等、活動を振りかえる機会を設定し、自分の変化や成長を実感させる。
- ③対象となる子ども全員が参加できるように、演目や指導の工夫を行ったり、過去に経験した若者に再度、参加を促す等、世代間のつながりづくりを意識する。
- ④子どもが主体となって様々な活動ができるように、大人は見守りやサポートに徹する。
- ⑤誰もが楽しめる身近なイベントに中学生が活躍する場面を設定する。
- ⑥学校では、地域での活動を年間指導計画にはっきりと位置づけ、継続的に実施する。
- ⑦小中高校と縦に連携することで、身近な先輩として活躍できる機会を設定する。
- ⑧地域課題を考える活動を通して、課題を「自分に深くかかわる事」として意識させる。

【事例研究から分かったこと】

- ①地域の大人に期待され、賞賛されることによって、中高生は、自分の存在や役割を肯定的に捉え、自己肯定感が向上する。
- ②地域活動を経験した中高生は、地域への愛着心を持ち、地元就職したり、進学のため地元を離れた中高生が若者になり帰郷している。
- ③地域の大人にとっては、中高生の持つ能力や可能性に触れることで、中高生は「支援される者」という意識から、地域をともに創りあげる「パートナー」に変容している。
- ④子どもの成長を地域全体で支え、意図的、計画的、そして積極的な取組を行うことが、地域で活躍する人材育成につながる。

V 主体別の提言

1 公民館関係者へ向けて

- ・地域の子どもが小学生の頃から公民館との関係を作り、身近な場所にしておく。
- ・活動の中に、地域から賞賛される場を意図的に設定する。
- ・学校や地域の諸団体と一層連携・協働する。

2 学校関係者へ向けて

- ・地域の人的、物的資源を把握し、地域連携担当教職員を中心に地域の人材や団体、社会教育施設等と連携・協働する。
- ・地域連携担当教職員には、社会教育主事等の専門的知識を持った人材を充てるのが有効である。
- ・地域活動等をカリキュラムに位置づけ、年間指導計画に反映する。
- ・キャリア教育として地域との協働による地域課題の解決等に取り組む。

3 地域住民組織・NPO団体等へ向けて

- ・地域住民組織が実施する既存の活動の中に参画の場を設定する。
- ・各団体が持つ専門性やネットワークを生かし、団体が主体となって活動に取り組む。
- ・学校と連携し、地域課題の解決等、学校のキャリア教育や地域貢献活動と連携する。

4 行政へ向けて

- ・具体的な活動モデルや最新情報等を地域住民や社会教育関係者に示す。
- ・地域の伝統文化の継承に、活躍の場を作れるよう保存会等へ支援をする。
- ・活動がない場合は行政、社会教育主事等を核に、地域と連携して、新しい活躍の場を創出する。
- ・社会教育だけでなく、首長部局と十分連携を図りながら、総合的に推進する。

「子どもを核とした地域づくり」～子どもも大人も学び合い、成長し合える持続可能な地域づくりをめざして～

(岡山県社会教育委員の会議 提言の概要) 平成30年5月

子どもに関わる多様な立場の人が一堂に会する「協議の場」が多くの地域で行われ、学校と地域がパートナーとして連携・協働することにより、子どもの課題が効果的に改善され、地域社会の教育力の向上や地域活性化が図られることを期待している。

第1 現状と課題

1 社会の動向

子どもの規範意識・社会性の低下
学校の抱える問題の複雑化・困難化
地域の教育力の低下
困難を抱える家庭等

【教育改革、地方創生の動向】
学校と地域の連携・協働の重要性は高まる。

【その理由やメリット】

子どもにとって: 様々な専門知識・能力を持った地域人材が関わることで、将来を生き抜く子どもたちに、実社会に裏打ちされた幅広い知識・能力を育成することができる。

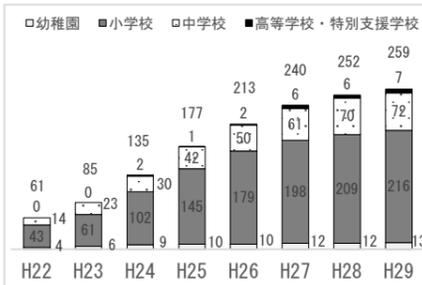
学校にとって: 地域住民や保護者等が学校運営に対する理解を深め、積極的に参画することで、当事者意識を高め、子どもの教育に対する責任を社会的に分担していくことができる。

地域にとって: 地域社会を構成する一人一人が当事者として、主体的・自主的に子どもたちの学びに関わり、支えていく中で、地域の教育力を向上や、よりよい地域づくりにつなげることができる。

2 これまでの取組と成果

・学校支援地域本部の推移 (岡山市を除く)

本部の増加により、地域の様々な人々や活動をつなぐ地域コーディネーターが増加。



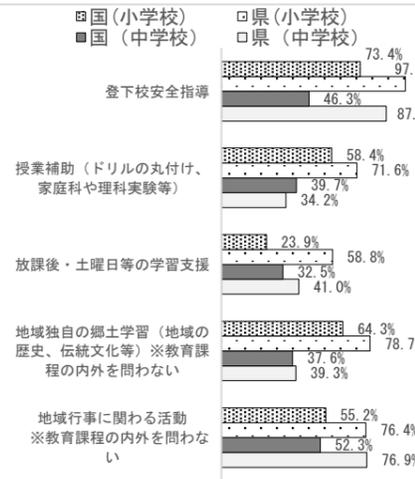
・学校支援地域本部の成果 (岡山市を除く)

子どもの学習活動への関心・意欲・態度は、全国の学校支援地域本部と比べ高い。



・学校支援地域本部の活動 (岡山市を除く)

授業補助などの学習支援が全国の学校支援地域本部と比べ多い。



※平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート (国立教育政策研究所) 及び、平成29年度地域連携担当教員アンケート (岡山県) より

3 岡山県の課題

・連携・協働不足 他

子どもにとっての成果は出ているものの、地域にとって効果的な取組につなげることができず、相互補完的な連携、さらには、互恵的な協働に至っていない。



※平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート (国立教育政策研究所) 及び、平成29年度地域連携担当教員アンケート (岡山県・岡山市を除く) より

第2 テーマ設定

子どもを核とした地域づくりを目指し、連携・協働を一層推進するためには、まずは関係者が一堂に会する「協議の場」を持つことが重要であるため、事例研究やモデル実践をととして「協議の場」を持つことの意味や、実施の際の工夫点を整理することとした。

「協議の場」の定義

「子どもを核にして連携・協働を進めるための『協議の場』」

※この「協議の場」は、

①子どもに関わる多様な立場の人が一堂に会し、「子どもたちがどのような課題を抱えているのか」などの子どもの実態を共有し、これからの時代を生き抜く力を育成していくために、「地域でどのような子どもを育てていくのか」、「何を実現していくのか」という目指す子ども像やビジョンの共有が行われる協議する場。

②共有した目標に向かって、学校・保護者・地域が対等な立場の下で、パートナーとして連携・協働し、具体的な取組を協議する場。

第3 事例研究・モデル実践

事例	モデル実践等(概要)
1 学校を核にした連携・協働 (1) コミュニティ・スクールの立ち上げの事例	【浅口市立鴨方東小学校】 学校・保護者・地域が一緒になって「地域みんなで子どもの未来を考えるワークショップ」を行い、「学校×地域の協働」への気運を高め、コミュニティ・スクールの導入(学校運営協議会の設置)へとつなげるために実施。
(2) コミュニティ・スクールとして持続的に取り組んでいる事例	【岡山市立平津小学校】 10年以上が経過した「地域協働学校」に、子どもも社会の一員として受け入れ、協議の場に参加することで、より多くの地域住民が参画した持続的で充実した取組にしているために実施。
2 学校を核にしない地域の連携・協働	【NPO法人岡山市子どもセンター】 子どもに関わる団体の全体像を可視化し、その後の連携・協働の方向性を探ることを目的に実施。

第4 考察とまとめ

1 「協議の場」を持つ意義

(1) 連携・協働のスタートの場、持続的な取組にしていく場

「協議の場」では、学校と保護者、地域住民等、多様な立場の人が一堂に会し、それぞれ立場の違いを越えて、子どもの教育のために動き出すきっかけとして効果的。

(2) 地域住民の受け身の姿勢が主体的な姿勢へと変化

「協議の場」において、当事者意識が深まっており、「協議の場」を活用していくことは効果的。

(3) ヨコのつながり(ネットワークの拡大)

「協議の場」を持つことで、多様な立場の人が共通のテーマで話し合うことができ、立場を越えてつながりを広げていく方法として効果的。

2 「協議の場」を持つための工夫

(1) 子どもを核にしながら地域づくりにつなげる「協議の場」の工夫 ア タテのつながり(循環)の視点

・「協議の場」の中に、もしくはその企画の段階で、タテのつながりを持つことや地域人材の好循環を促していくことは、地方創生の観点から重要で地域づくりにつながる。

イ 自発性を促す視点

・「協議の場」において、参画しやすい仕組み、具体的な目標のある協議、地域の人的・物的資源を踏まえた協議は、関係者の当事者意識を高め地域づくりにつながる。

ウ 安全・安心な子育て環境の整備の視点

・安全・安心な子育て環境に関する題材で協議することは、その地域の多様な立場の人が集まりやすく、地域づくりにつながる。

(2) 効果的に進めるための工夫

ア 校長の役割

・現場における責任者として、子どもの実態や教職員・地域の人々の声を汲み取った意思決定、具体的な目標設定、評価等、役割は大きい。

イ 地域の子どもの実態と目指す子ども像についての共有

・多様な立場の人が動き出すためには、変化する子どもの実態を、その都度、共有する必要がある。
・学校・家庭・地域も年代とともに変化するので、その都度、目指す子ども像の共有も再確認していく必要がある。

ウ 相互理解と信頼関係の構築

・見守り活動や学習支援活動等をととして、学校と地域の相互理解の促進、信頼関係の基礎の構築は重要である。

エ 継続的な実施

・地域の状況に応じた規模で、特定の個人に頼ることなく、様々な地域住民が全体として目標を共有し、役割分担を進め、取組にふさわしい組織的な体制構築が必要である。

(3) 行政等の支援

ア 県や市町村の社会教育行政の役割

・学校園を越えた多様な人材が一堂に会する「協議の場」を設けていくためには、教育委員会のリーダーシップが求められる。
・市町村教育委員会においては、中学校区を運営単位として捉え、複数の学校園の連携・接続に留意した運営体制づくりを進めていくことが重要。
・学校教育担当課と社会教育担当課との連携強化は不可欠。
・社会教育関係団体やNPOの中には、現代的な課題について対応できるノウハウを持っている団体があり、団体の力を借りながら教育課題の改善に取り込んでいくためには、教育委員会の働きかけが必要。

イ 社会教育委員の役割

・社会教育委員においては、学校・家庭・地域の連携・協働を進めていく上で、その「協議の場」をリードし、住民と行政のパイプの役割として、動く社会教育委員として活躍を期待。
・都道府県や市町村の教育委員会は、社会教育委員に意見を求めたり、調査研究を依頼したりするなど、積極的な活用を期待。

生涯学習

=「学ぶ者」に着目した概念

教育による学習

=「教える者」と「学ぶ者」による行為

学校教育による学習

- ・学齢児童・生徒等に対する教育(幼・小・中・高・大学・専修学校等)
- ・社会人の大学院入学

家庭教育による学習

社会教育による学習

(=学校・家庭以外の広く社会における教育)

- ・国や地方公共団体、公民館等が行う講座
- ・大学・短大等の学校が行う公開講座
- ・青少年団体等が行う青少年教育
- ・民間教育事業者の行う通信教育・カルチャースクール

自己学習

=「学ぶ者」のみによる行為

- ・読書等の自主学習

テーマ「社会教育施設を活用した学び直しについて」(案)

～現役世代の学びと地域とのつながりについて～

■テーマの設定と協議内容について

人生100年時代においては、全ての人が生涯を通して自ら学び続け、学んだことを活かして活躍できるようにすることが求められます。

しかし、現役世代においては、学びのニーズはあるものの、「仕事が忙しくて時間がない」とか、「きっかけがつかめない」等の理由で学習の実現に至っておりません。また、「学びの場」である社会教育施設での取組には、現役世代の関わりが少なく、地域とのつながりの接点、「活躍の場」も少ないのが現状です。加えて、本県においては、今まで現役世代の学びについての研究も十分にできていない状況があります。

そこで、今回の研究は、現役世代の学びを通しての地域とのつながりを見直していきたいと考えています。そして、この世代の社会への参画を促すことで、さらに活力ある地域づくりを目指していきたいと考えています。

いつでも、誰でも学び直しができ、社会で活躍することができる大人の姿を子どもが身近に感じることは、子供の教育にとっても有意義であると考えております。

つきましては、現役世代の学びの現状と課題、地域とのつながりについての現状と課題についてそれぞれのお立場から御意見をいただき、その後の展開として社会教育施設を活用した学びの方策等について御協議いただきたいと思います。

※ 現役世代とは、高等学校・大学等を卒業してから退職するまでの大人

■スケジュール

○平成30年9月5日

- ・研究課題の方向性について

○平成31年3月予定

- ・調査の結果について
- ・県内外の好事例について
- ・社会教育施設を活用した学び直しを推進していく方策について（協議）

○平成31年10月予定

- ・前回協議内容について（事務局）
- ・追加調査の結果について
- ・県内外の好事例について
- ・社会教育施設を活用した学び直しを推進していく方策について（協議）

○平成32年3月予定

- ・前回協議内容について（事務局）
- ・社会教育施設を活用した学び直しを推進していく方策について（協議）

○平成32年5月予定

- ・前回協議内容について（事務局）
- ・提言案の取りまとめ→教育長へ提言書（平成32年6月予定）

■人生100年時代構想会議 中間報告（平成29年12月）**<抜粋>**

第1章 来年夏に向けての検討継続事項

(1) リカレント教育

人生100年時代においては、これまでのような、高校・大学まで教育を受け、新卒で会社に入り、定年で引退して現役を終え、老後の暮らしを送る、という単線型の人生を全員が一斉に送るのではなく、個々人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身につける機会が提供されることが重要である。

(中略)

高齢者もひとり親家庭の方も、希望する教育を受けることができなかつた方、自らの意志で高等学校や大学に進学しなかつた方も、出産・育児等で離職した方も、就職氷河期に学校を卒業したフリーターや、ニート・ひきこもりの方も、病気など生活上のハンディを抱える方も、誰にとっても「いつでも学び直し・やり直しができる社会」を作るため、幾つになっても、誰にでも学び直しと新しいチャレンジの機会を確保する。

このため、人生100年時代を見据え、その鍵であるリカレント教育を抜本的に拡充するとともに、現役世代のキャリアアップ、中高年の再就職支援、様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組みの活用など、誰もが幾つになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境整備を、雇用保険制度等の活用も含めて、来年夏に向けて検討する。

■第3期教育振興基本計画（計画期間平成30年度～34年度）（平成30年6月15日）**<抜粋>**

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標 (10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

○現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

・男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、食、地域防災・安全、海洋等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。また、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育むため、学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進する。

○女性活躍推進のためのリカレント教育の強化

・女性が、結婚や出産等の様々な人生の節目も踏まえつつ、個性と能力を十分に発揮できるよう、大学等におけるリカレント教育や各種の認定教育プログラム等を活用した能力開発など、学びを通じた主体的なキャリア形成を推進し、復職や再就職、起業等を円滑に成し遂げられる社会を実現する。併せて、産業界への働きかけ等を

通じて、学びを通じたキャリア形成を促進する機運を醸成する。

目標 (11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。

○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討

・住民一人一人の人生を豊かにする学習、少子高齢化・人口減少など地域が直面する課題の解決や地域活性化のための学習などを推進し、新しい地域づくりなどの活動につなげていくため、社会教育行政の在り方について具体的な検討を進める。「学びの場」である社会教育施設を拠点に、活力ある地域コミュニティ形成のために実施される各地域の課題解決・地域活性化の取組を推進することにより、学校や地方公共団体の関係部署のみならず、NPO、民間教育事業者等の多様な主体とのネットワークづくりを促進する。また、ボランティア等、多様な主体が参画し、人づくりや地域づくりを支援する様々な取組を促す。

■中央教育審議会 生涯学習分科会（第95回）（平成30年8月23日）

会議資料（公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ）

<抜粋>

3. 公立社会教育施設の所管に関する特例を設けることについて

○地域によっては、まちづくりや地域の課題解決に熱意を持って取り組んでいる人材を社会教育施設の行う諸活動に必ずしも十分に生かし切れていない場合があるとの指摘もあり、社会教育の新たな担い手として、これまで社会教育と関わりがなかった、幅広い世代の多様な専門性を持つ人材等の参画も強く期待される場所である。

○また、働き方改革が進む中で、例えば、公民館・図書館等がテレワーク等新しい働き方の場や起業支援、仕事に関する学び直し講座等の場としての機能を強化することとなれば、これまで以上に多様な人々が集まり、新たなコミュニティ形成や地域課題解決活動に繋がる可能性もある。

4. 社会教育の一層の振興について

○また、今回の検討過程では、学びを通じて地域を担い、課題解決に主体的・持続的に取り組む住民を支援するという社会教育の意義が改めて確認されるとともに、地域の課題が一層多様化・高度化する中で、社会教育行政が本来期待される役割を果たすためには、教育を司る教育委員会と様々な専門分野のエキスパートを擁する首長部局との協働が不可欠であること、一方で地域の様々な分野で熱意を持って活動している人々の力を社会教育に巻き込んでいく取組は未だ十分でないこと、さらには、首長部局の所管する行政分野においても、学びを通じた人づくりの視点をより重視する必要があることなどが指摘された。住民参加による地域づくりに向け、社会教育はどのような役割を担うべきか、そのために専門的職員はどのような資質・能力が新たに求められるかなど、新たな時代の社会教育の在り方について今後さらに議論を深める必要がある。